

公立保育所の抱える課題

資料 2

・財政面での課題

運営費に係る国庫（県）補助金の一般財源化により、施設運営経費については利用者負担金（保育料）及び一般財源^{*1}が財源。

普通交付税^{*2}制度の中では、国庫負担金の一般財源化による影響額について計算を行うように措置されているが、当町は普通交付税の不交付団体であるため、措置された額が歳入として入ってこない。

公立保育所が民間保育園と同様に国庫（県）負担を受けられるとした場合の試算額は、次の表のとおり。

(円)

	補助対象額	国庫負担	県負担
第2保育所	65,676,630	32,838,315	16,419,157
第3保育所	66,055,600	33,027,800	16,513,900

補助対象額は、国の基準による運営経費から国の基準による利用者負担を差し引いた額。

平成27年度の実績による試算値。

また、延長保育の実施など、更なる保育サービス提供を図る際も、公立保育所が実施する場合には運営費に対する負担制度が設けられていないものがあり、一般財源を必要とする。

*1 一般財源

…使い道が限定されない財源のこと。主に住民税、固定資産税等があげられる。

*2 普通交付税の仕組み

普通交付税は、すべての市区町村を標準的な規模に置き換え、行政運営に必要となる経費（需要額）と税等の収入（収入額）を計算し、需要額が収入額を上回る場合に原則としてその差額が交付額となる。

・人材面での課題

平成28年4月現在の公立保育所の人員配置

	正規職員数	臨時職員数	臨時職員比率
第2 保育所	12人 (うち1名は管理栄養士)	17人 (うち有資格者14人)	58.6%
第3 保育所	18人 (うち1名は保健師)	22人 (うち有資格者14人)	55.0%

	保育士有資格者数	有資格者比率
第2 保育所	25人	92.6%
第3 保育所	31人	77.5%

第2保育所建設当時多くの保育士を採用した結果、保育士として採用している38名のうち、平成28年度から平成31年度までに10名が定年により退職をすることとなるが、職員定員適正化計画上、正規職員を増員しサービスの拡大を図ることは困難である。また、保育サービスを維持するため、臨時職員の任用を行い対応しているが、その比率が高いことが課題となっている。

